

県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより生じた逸失利益、保管費用等の追加的費用が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X株式会社(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目(下記期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目(同項所定の期間に限る。)に対する和解金として、合計金1億6018万4983円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月12日

(仲介委員長 小山達也、仲介委員 尾野恭史)

損害項目		損害金額	備考
逸失利益		2, 499, 120	
追加的費用	検査費用機器購入費	139, 860	
	検査にかかる費用	860, 160	検査費
		109, 200	運搬費
	その他の費用（雑費等）	1, 278	
	除染費用	1, 641, 885	除染機器購入費
		8, 360	水道光熱費
		45, 476	その他の費用
	保管費用	74, 550, 000	工事費
		220, 500	運搬費
	休業に伴う給与補償	2, 562, 851	
ボイラー設置費、焼却灰処理費、灰保管コンテナ	73, 187, 687		
ボイラー作業人件費	4, 358, 606		
合計		160, 184, 983	